

Ⅷ 都市景観

松江市は、宍道湖、中海及び日本海と島根半島のリアス式海岸などの豊かな水辺やその背景となる山々の緑などの美しい自然景観、古代出雲文化発祥の地あるいは日本神話のふるさとという歴史性に裏付けられた歴史的景観、城下町、宿場町、農山村、漁村など人々の生活に根ざした文化的景観、また、国際文化観光都市、山陰の中核都市として活力と魅力ある都市景観など、全国に誇れる良好な景観を豊富に有しています。松江市では、景観法に基づく「松江市景観計画」を策定し、これらの市民共有の財産を将来にわたり享受できるよう、魅力ある景観の「保全」「創造」「継承」を図るものとし、より良好な景観形成に向けた誘導を行っています。

1. 松江市全域における景観形成

大規模な建築物の新築・増築や、土地の造成などは、周辺地域の景観に大きな影響を与えるものであり、計画時には特に配慮が必要です。松江市では、市全域を「松江市景観計画区域」と定め、一定規模を超える建築物の新築・増築や、土地の造成に対して届出を行うことによって、色彩やデザイン、規模などについて指導・誘導を行い、優れた景観形成を推進しています。

2. 景観計画重点区域による景観形成

松江城周辺や宍道湖周辺など、重点的に良好な景観形成を図るべき区域を「景観計画重点区域」と定め、規制・誘導を行います。また、その他きめ細やかな景観形成が必要な区域が確認された場合、新たな景観計画重点区域として随時追加していきます。

(1) 伝統美観保存区域

伝統美観保存区域は、松江固有の歴史・文化的資産として、後世の市民に継承されるべき歴史的な伝統美観を保存するために必要な措置を定め、郷土愛の高揚、文化の向上発展に寄与することを目的としています。

下記の3地区が指定されており、松江城などの眺望景観の保全や地区の伝統的な景観に配慮した景観形成基準が定められています。



塩見縄手地区(景観地区)

「塩見縄手地区(景観地区)」…武家屋敷が軒をつらね、城下町の雰囲気を残すなど、しっとりとした古都の情緒を醸し出している。

「普門院外濠地区」…堀尾氏累代の祈願寺である普門院から松江城や堀川に向けて開けた景観は、歴史的たたずまいを残している。

「城山内濠地区」…北惣門橋のたもとに位置し、内濠に面した松並木や松江城の石垣など、城下町の面影を伝えている。

(2) 宍道湖景観形成区域

宍道湖景観形成区域では、宍道湖をとりまく地域の伝統的な人文景観、湖水と調和が図られた都市景観及び湖面に映る豊富な緑と夕日や朝霧などの自然景観などが調和した、魅力的かつ後世に継承すべき宍道湖景観を保全、創造することにより、宍道湖に対する市民の誇りや愛着を深め、宍道湖周辺地域のまちづくりの向上発展に寄与することを目的としています。



日々表情を変える宍道湖景観

この区域は、景観特性に準じてゾーンに区分されており、そのゾーン毎にきめ細やかな景観形成基準が定められています。

(3)北堀町景観形成区域

城下町松江の歴史、文化や風情が町に息づく北堀らしい景観を守り、育み、次世代に継承する景観まちづくりを実践することにより、生活環境の充実及び観光まちづくりへの展開を図り、住民の地域に対する誇りと愛着を深めることを目的にしています。

松江城の眺望景観の保全や城下町の風情に配慮した景観形成基準が定められています。



北堀町界隈の町並みを望む

(4)清光院下景観形成区域

松江開府より積み重ねられた歴史、文化や風情が息づく清光院下らしい景観を守り、育み、次世代に継承する景観まちづくりを実践することにより、生活環境の充実及び観光まちづくりへの展開を図り、住民の地域に対する誇りと愛着を深めることを目的にしています。清光院及び愛宕神社から松江城天守への眺望保全や、城下町の風情に配慮した景観形成基準が定められています。



愛宕神社から清光院へと続く、道

(5)北殿町惣門橋通り景観形成区域

松江開府より家老屋敷があった由緒ある地域で、城山公園や内濠と調和した町並みは市民共有の財産であり、住民とともに磨きを掛けて将来にわたって継承することを目的としています。

城下町の面影が残る水路壁の保全や観光地としてのおもてなしに配慮した景観形成基準が定められています。



堀川遊覧船発着場付近から望む落ち着いた町並み

(6)石橋一区景観形成区域

旧街道（市道北堀石橋線）沿いに醸造業や鍛冶屋、大工など職人たちが集まる町人町として発展した石橋町で、重点区域の指定によって安心安全な生活環を整えることや、まちづくりへの展開を図ることを目的にしています。

松江城、千手院からの眺望や旧街道の連続性に配慮する基準が設けられています。



通りに面して軒を連ねる町屋

(7)内中原町景観形成区域

国宝である松江城天守が築城された当時の堀が残り、城山公園の緑と調和して四季を感じさせる城下の町並みは、地域住民の共有の財産であり、住んでいる人がずっと住み続けたいと感じるまち、訪れた人が住んでみたいと感じるまちを創り上げることを目的にしています。

松江城天守や堀川からの眺望や、低層で落ち着いたまちなみに配慮した景観形成基準が定められています。



亀田橋から内中原町を望む

3. 良好な景観形成のための取り組み

住民、事業者、行政の協働による良好な景観形成を推進するため、「景観計画重点区域の追加・拡充」、「景観重要建造物・樹木の指定」を行い、地域の個性や伝統、文化に根ざした景観形成を推進します。

また、公共事業に関しては、「公共事業等景観形成指針」に従い、先導的な景観形成を図るとともに、周辺景観との調和を図るべき道路や河川などの公共施設を「景観重要公共施設」に位置づけ、松江市景観計画に即した整備を行っていきます。

■景観計画区域及び景観計画重点区域一覧

区域及び地区の名称	指定年月日	備考
松江市景観計画区域（松江市全域）	H19. 3. 28	H7. 3. 29 松江市都市景観条例による指定区域
伝統美観保存区域		
塩見縄手地区	H19. 3. 28	S48. 10. 15 松江市伝統美観保存条例による指定地区
城山内濠地区	H19. 3. 28	S50. 1. 31 松江市伝統美観保存条例による指定地区
普門院外濠地区	H19. 3. 28	H11. 9. 6 松江市伝統美観保存条例による指定地区
宍道湖景観形成区域	H19. 3. 28	H 5. 3. 1 ふるさと島根の景観づくり条例による指定区域
北堀町景観形成区域	H19. 12. 20	
清光院下景観形成区域	H24. 12. 21	
北殿町惣門橋通り景観形成区域	H28. 12. 28	
石橋一区景観形成区域	H30. 3. 30	
内中原町景観形成区域	R2. 3. 31	

4. 緑地保全区域

郊外への市街地の進展に伴う、緑地の減少及び地域住民の生活環境や自然環境の悪化を防ぐことが重要です。

松江市では市街地に存在する緑地を保全することで、良好な生活環境を維持するため、「松江市緑地及び自然環境の保全に関する条例」により、緑地保全区域を指定しています。

■緑地保全区域指定一覧

(R5. 3. 31 時点)

区域の名称	所在地	指定年月日	区域面積(ha)
① 千手院緑地保全区域	石橋町	S51. 10. 18	0. 94
② 売布神社緑地保全区域	和多見町	S51. 10. 18	0. 30
③ 山代神社緑地保全区域	古志原六丁目	S51. 10. 18	1. 03
④ 万寿寺・桐岳寺緑地保全区域	奥谷町・春日町・東奥谷町	S53. 4. 24	6. 21
⑤ 円成寺緑地保全区域	栄町・幸町	S54. 4. 10	2. 18
⑥ 月照寺・清光院・愛宕神社緑地保全区域	外中原町	S55. 4. 14	5. 94
計			16. 60



売布神社



山代神社